

平成 29年 4月 12日

浜田市議会議長 西田 清久 様

議員名 岡野 克俊



## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

### 記

1. 期 間 平成28年7月26日(火)
2. 視察先及び研修テーマ
  - (1) 場所 札幌市 札幌市役所  
内容 「さっぽろ学校給食フードリサイクル」事業について
  - (2) 場所 札幌市 北農健保会館  
内容 集中講座 in 札幌「議員定数について」  
主催 (株)地方議会総合研究所
3. 参加者 平石 誠 江角敏和 岡野克俊 小川稔宏
4. 調査経費 102,300円
5. 調査研究活動の概要  
別 紙



### 【調査の目的】

行財政改革のなか学校給食の自校方式からセンターへの流れがある一方で、食育や地産地消などの観点から自校方式継続の要望も強い。それぞれのメリット、デメリットの検討と併せ、コスト削減だけでなく限りある資源の活用による子供達の将来や農業振興による地域社会の在り方も踏まえた長期展望に立った検討が望まれる。「さっぽろ学校給食フードリサイクル」事業は規模や実績において評価も大きく、今後の学校給食を考える上で参考となりうる先進事例であり視察先とした。

集中講座については6月議会で議会改革調査検討特別委員会が設置され、議員定数も検討項目案として上がっていることから、議員、議会の役割、議員定数の捉え方等についての研究と論点整理のために、評価の高い廣瀬和彦氏の講座を受講することとした。

## 1. 「さっぽろ学校給食フードリサイクル」事業について



「さっぽろ学校給食フードリサイクル」は学校給食の調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用した作物を給食の食材にする取組で、事業の概要についてDVD視聴後、札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課栄養指導担当課長、榎原隆子氏から説明を受けた。

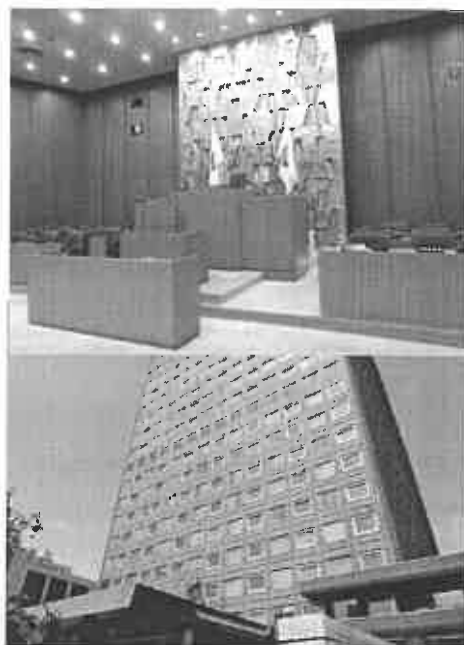
### 【事業概要説明の要旨】

食育と環境教育の2つを目的としH18年から始まった取組。小学校12%、中学校15%と食べ残しが多く食育などで食べ残しを減らす工夫等取組んだ。H9年から市で学校給食の一部学校指定し、商店、レストラン、温泉街、ホテル等の生ごみの回収を開始しリサイクルし一部堆肥と飼料にしていたが、生ごみの分別だけで仕組の実感はなかった。



H17年に山形県鶴岡市エコピッグに取り組んでいた当時札幌大学の綱島教授からの提案により取り組むことになった。生ごみ回収の環境局、農作物担当の経済局農政部と相談し、学校給食も全校で回収出来るよう教育委員会で検討した。

農家の方のリサイクル堆肥への不安に対して、農業支援センターでの堆肥を使った研究、試験栽培データをもってJA・農家の協力を得た。市が生ごみをリサイクルしていたところにも乗れ、一部リサイクル堆肥使って栽培していた農家もあったことから協力体制が出来、フードリサイクルの仕組みを作ることが出来た。



市内302校（調理校186校）あり、全校からの残さを回収すると範囲も広く、生ごみ専用の回収車のルート作りも検討しながら徐々に増やし H24年度から100%（298校） になっている。（規模の小さい特認校等は外している）

関係者による連絡会議を年2回開催しており、教育委員会、環境局、農政部の他校長、栄養士、調理員、ばんけいリサイクルセンター、ごみ収集公社、JA等で構成。中央市場には「学校給食フードリサイクル」のスペースがある。

【27年度】リサイクル作物は

レタス	全学校1～2回	4.9トン
玉ねぎ	全学校 3週間	52トン（10月）
とうもろこし	194校	22,340本
とうもろこし（NPO法人）	3校（子学校含め6校）	872本
かぼちゃ（NPO法人）	5校（子学校含め10校）	104キロ

教材園は小学校100%、中学校は半分くらいあり、授業と関連させ大豆、ホウセンカ、キャベツ等栽培し、リサイクル堆肥を使って栽培活動に取り組んでもらう「堆肥活用校」（28年度178校）との二本立てでリサイクル活動を学んでいる。

栽培活動の体験のなかで食べ物を大切にしたり、リサイクルに多くの人に関わっていることへの感謝など、食べ物への関心が高まった。フードリサイクルだけではなく、いろんな取組のなかで残量も8%に減っている。

【主な質疑応答】

- Q リサイクルセンターは事業開始以前から設置されていたのか  
A 市が生ごみのリサイクルを始めた頃にはあった民間の会社で、生ごみのリサイクルもしていたが貝殻や海産物から堆肥を作っていた。
- Q リサイクルセンターへ市の支援があったのか  
A してないと思う。堆肥作り営業もしている。学校給食だけでなく一般農家へも販売している。
- Q 食べ残しを公社が集める課程で費用は発生しないのか  
A 生ごみの回収費用は一般ごみ同様、教育委員会で支払っている。
- Q リサイクルセンターへ持って行ったとき、そこでの費用はないのか  
A ない。
- Q 堆肥が出来たところでは売られるのか  
A 農家がそこから直接買ってもらうだけでそれに補助金は出していない。
- Q 出来た野菜を給食に使う場合、割高になるのか  
A 通常の相場で取引されているが、フードリサイクルで作られたものは全部買うのが条件になっている。1日の食数は約14万食で集中するとまかなえないので日にちを割り振って、それに併せて農家から出荷してもらい、その期間については全部、学校給食で使用する。
- Q 給食センターで302校をどのように割り振るのか  
A 各校に調理施設を付けておりセンターはない。調理施設のない学校は親子給食という形で、施設のある親学校と一緒に作り子学校に提供する。自校分だけ作る学校もある。
- Q オリジナルメニューができ、ロットたくさん出さなくていいということか。  
A 行政区ごとに基準献立を立てている。持ち帰り行事に合わせ献立を組み直したりしている。
- Q 堆肥活用校でどのくらいの学校が堆肥を活用し作物を作っているのか。  
A 小中で178校。中学校33校、小学校145校。小学校202校で全校ではない。
- Q 給食費の未納率の推移でH18年以降下がってきているが関係はあるのか。  
A 未納に対し徴収マニュアル作り取組み、たまたま時期が重なっている。
- Q 調理員は職員か。  
A H11年から委託始め約8割が委託、残り2割が直営で行っている。
- Q 札幌市のように全校でやっているところは他にもあるのか。  
A これだけの規模はないと思う。自分のところの給食センターで出たごみだけを堆肥化して市民に配っているのは聞いたことはある。
- Q 以前浜田市で長続きしなかった原因ににおいの問題もあったが。  
A 農家が住宅街にあり、においの苦情も来るが耐えて使ってもらっている。農家が減るなかりサイクル堆肥を使ってくれる農家を増やすため、メリットと

して「学校給食で全部使う」とお願いしているが、堆肥をまく機械は別物で設備投資も必要となり、新しく農家に取組んでもらうのは大変。

Q フードリサイクルに費用をかけているのは回収費用だけか。

A 生ごみ回収費用と 178 校の堆肥を買っている。15 キロ袋詰めしてもらい、1 袋 648 円で各校 10 袋まで希望をとって配送している。かかるお金が 110 万円位。主には堆肥活用校に配布している堆肥の購入費用。

Q 教育的効果はどの程度か。

A 堆肥活用校実施報告 (H27 年度) でも「食べ物に関して意欲・関心が高まった。(82.1%)」「自然環境に興味・関心が高まった。(39.9%)」「感謝の気持ちが育った (42.9%)」などの成果がある。農体験リーダーを派遣した栽培活動もやっている。

Q ふるさと教育、自分達の町、地域で作ったもの、自分が育てたものを食べることが先かと思う。リサイクルは大人が考える仕組作りで、子供は楽しければやるのでは。

A フードリサイクルの作物は札幌の農家に作ってもらっていて、地産地消の観点から札幌で穫れたものという啓発はしている。地産地消を食育のベースに道産品の使用率の 77% 重量ベースで行っている。各区ブロックで手稲区では大浜みやこカボチャ、東区は玉ねぎ、清田区ではほうれん草「ポーラスター」と直接地域の JA と取引をし「自分の区で穫れたもの」として使っている。

Q 「さっぽろとれたてっこ」(リサイクル堆肥等環境に優しい農業に取り組む農家が生産した農産物) の割合はどのくらいか。

A フードリサイクルとイコールではないが、農政部の基準で栽培されたものの登録商標で小松菜、玉ねぎ、ブロッコリー等、学校給食で使用している。「とれたてっこ」認証農家は現在 3 割くらい。

Q 認証されたときの利点あるのか

A 安心、安全な農作物ということ。

Q 無農薬、有機栽培なのか

A 環境に優しいよう抑えられたなかで栽培されるものとなっている。

Q リサイクル作物の 4 種類は堆肥に適応した作物として落ち着いたのか。

A 堆肥を使ってくれていたのが玉ねぎ、レタス農家だった。

Q ジャがいも、にんじん等が入っていないのは、設備投資もあって農家が踏み切れていないということか

A 協力農家がとうもろこしやレタスを作っていたということで、学校側からは作物の種類を増やしてほしいという意見は毎年出ている。100% フードリサイクル作物として提供できており、他の物と混じるとフードリサイクル作物といえなくなる。14 万食を賄える収量も必要。

- Q 学校以外でフードリサイクル作物を食べている施設は他にあるか。
- A 学校以外では聞いていない。
- Q 市場には出ているのか。
- A 農家が学校給食の分だけを作っているわけではないが、フードリサイクル作物としては育ててはいないと思う。
- Q 生ごみ回収業者に市がお願いしてリサイクル堆肥を始めたのか。
- A 元々環境事業部が公社に生ごみを回収していたのにのっかった。
- Q 元々委託事業で生ごみ回収がはじまったということか。
- A 元は分からないが H9 年からは分別して生ごみ回収しリサイクルすることを環境局は始めていた。
- Q 市全体の生ごみの量と堆肥にリサイクルする部分と他で処分する部分との割合はどうか
- A 100%だが集まった生ごみの量によって処理能力に応じ一部は堆肥、残りは飼料にまわるが、燃えるごみにはしていないと聞いている。前市長が「スリムシティー札幌」H22 年頃新ごみルール作った。分別、ごみ減量化により清掃工場を 1 つ稼働中止に出来た。生ごみ収集エリアを拡大している。
- Q リサイクルセンターの経営は順調なのか。
- A 堆肥化する工場は石狩あったが、H22~23 頃定山溪にもう一つ建て、今は定山溪の工場で全部の堆肥化をしている。年間 9 千トン生ごみ処理能力があり札幌市内外の農家に販売している。集まる生ごみは毎日内容が異なるため、均一化が難しくそこが製品化のための技術とのこと。
- Q 継続してきたなかで給食会での今後の方向性、作物の種類、食育等のどんな議論がされているか。
- A リサイクル作物の種類を増やす要望は多い。堆肥使って栽培してくれる農家を増やしていくこと、14 万食分の生産量や、農家にとってのメリットなどが課題。

#### <所感>

フードリサイクル事業の取組は注目されているが、農業や酪農が盛んな北海道という土地柄、環境のおかげもあって市内全学校で生ごみ回収をしていると思われるが、ゴミの減量と循環型社会の構築に寄与している実例である。また、この事業自体にほとんど予算がかかっておらず費用対効果は高いといえる。札幌市のような 100%のフードリサイクルは無理にしても島根県での試みが可能と考える。

## 2. 集中講座 in 札幌「議員定数について」

講師 廣瀬和彦 氏 (株)地方議会総合研究所所長

元全国市議会議長会法制参事・明治大学政経学部兼任講師

・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科兼任講師

### 【講演の要旨】

議員定数についても住民からの削減圧力が強くなっているが、一度決めたら10年、15年変える必要性がないのが議員定数。熟議した上で削減する必要があるのか、必要に応じて増やす必要があるのかという議会の構成に関わる議員定数の考え方になる。

4年ごとに定数削減している竹原市では表向きは行財政改革の経費削減だが内実は無投票選挙を避けるためで本末転倒。立候補出来る環境作りが先で定数を減らして解決できる問題ではない。経費削減の観点から考えるべきではない。

議会としての役割果たすために少数意見を尊重しながら熟議して全員が同じ方向に向く議論してもらうのが理想で、まとまらないときには最終的に多数決による。住民が自分達の代表として行われた議会の意思決定に賛同を示してその考え方を是としてのまれる形になってくる。熟議を行うための議員定数、議会の体制を整える必要があるが、議員定数削減が著しく行われている例が多い。議会としての役割、審議・調査が出来る体制になっているか、住民の代表として、適切な議事機関として議会がいかにあるべきかの観点から考える必要がある。

### 議員定数について

1. 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷
  - (1) 意義と議員定数の最大及び最小の考え方
  - (2) 府県制・市制町村制から現在の  
地方自治法までの規定の変遷
  - (3) H11年及びH23年における  
地方自治法改正理由
2. 議員定数にあたっての留意点
  - (1) 人口比例方式が採用されてきた理由
  - (2) 議員定数条例の提案権者
  - (3) 各地方公共団体における議員定数をめぐる事例
  - (4) 議員定数を考えるにあたっての要件
  - (5) 議会事務局の補佐状況
3. 議員定数に対する住民の捉え方と議員定数状況
  - (1) 議員定数に対するアンケート結果
  - (2) 議員定数の状況
  - (3) 議員の構成状況
4. 定数削減にかかる問題点と委員会審査
  - (1) 議会費との関係
  - (2) 監視機能への状況
  - (3) 意見反映への影響
  - (4) 所管委員会の判断
5. 議員定数算出方式
  - (1) 6つの基準に基づく定数算定方式
  - (2) 選挙区と1票の格差

(1) 議員定数の根拠規定は地方自治法 90 条、91 条。条例で定める。H23 年改正以降最大数の制限なし。最小数は議長＋合議（複数議員）＝3 人と考える。人口現象で議員定数も減っていくのはやむを得ないが、議会として最低限の議論できる人数を維持する必要がある。

(2) 議員定数は人口規模の小さいところほど削減幅が大きく、大きいところほど小さく、議員報酬は逆転している。正しい議員定数なのか選挙制度もセットで考える必要もある。大選挙区のところでも小、中選挙区制を取り入れることも出来、議員と住民、地域との結びつきが強まる可能性もある。単記投票制も連記制制限に変えることも出来る。議員ごとの政策の違いが出にくく地縁、血縁、組織票によらざるを得ないが、適当なのか考える必要がある。

(3) 地方議員数は H10 年 64,712 人から H26 年 34,130 と 15～16 年で 47.3%減になっている。町村議会は 72.3%も削減されている。市は合併で一時的に増えているが現在削減が進み右肩下がり。都道府県ではほとんど変わっていない。

(4) 投票率の低下、無投票選挙の割合が増えていった対策も考える必要ある。市議選 S26 年 91.02%が H27 年には 47.33%まで低下。イコールではないが無関心層は増えている。投票率を上げるためオーストラリアでは罰金を科しているが、議員を理性に基づいて選ばれるかは別問題で必ずしもプラスではない。

(5) 市議選での無投票 S30 年 0.4%が H27 年 3.6%まで上昇している。町村議会 H27 年 21.9%で 5 人に 1 人は無投票議員になっている。議員職に魅力を感じない。議員に転職考える人はいないし、大学出てすぐに議員として地域のために頑張りたいという人は少ない。大学院になると議員や長を目指す方も多い。議会は民主主義の学校だが、議員の権限に限界性を感じ長になるため勉強している議員もいる。政務活動費を使って大学院でも勉強してほしい。

(6) 地方自治法における議員定数規定の推移。諸外国で使われているのは法定定数制度で人口段階別に自動的に決まる仕組み。条例定数制度は日本特有で議員定数の上限を定め超えない範囲で条例において定める。法律と実態がかけ離れるなかで実態に合うよう地方自治法の改正が行われてきた。H23 年に改正が行われ議員定数の法定上限を撤廃した。

(7) 諸外国に比べ日本の議員数は少ない。住民代表というところに重きを置いていないのではないかと考えるくらい少ない。



(8) 地方自治法改正の趣旨。2回の大きな改正。平成11年改正は法定定数制度から条例定数制度への移行する改正。地方分権を主とし自己責任、自己決定でやるべきと基本スタンスが出ていたが明治以来使ってきた制度を突然なくするのは問題があるということで様子を見ながら制約のない規定に移していくということだった。平成23年改正で法定上限制度を廃止したが、平成11年改正の時点で方向性は決まっていた実行に移しただけ。但し書きで人口、面積の議論もあったが「条例で決める」ことで落ち着いた。

(9) H23年8月以前は人口比例方式。議員は住民を代表する役割をもっている。住民は多種多様な意見を持っていて人口が増えるだけ多種多様な意見も増え、議会の場に反映させるには住民の数に合わせて議員の数も増やさないと議会の場に反映しにくくなる。複数の合議制の機関でさまざまな意見を把握し審議に反映させる。長がとりきれないものを多方面からさまざまな視点で考え政策等に修正を加えることが議会の存在意義。全体の利益を踏まえて全体の奉仕者としてどの施策に対して順位付けし意思決定するかが議会の役目。

(10) 議員定数条例の提案権は①長、②議員両方にある。③地方自治法74条、50分の1以上の直接請求により住民が出すことが出来る。議員定数改正条例は自立権で決めるべきで長の専決処分になじまない。

(11) 各地方公共団体における議員定数をめぐる事例

豊明市 定数20から15に削減する直接請求による改正条例案[否決] (有権者の14.5%署名) 3つの理由

- ①議会のリストラが必要だから5人削減すれば3500万の削減になる。
- ②質疑、政策提言を行う議員がほとんどおらず、政争に明け暮れ市政に役立っていない。
- ③地域課題の市政への反映は区長が頑張っているから議会は少数精鋭とすべき。

区長、商工会、町内会が市民の意見を聞いて議会の代わりに把握してさまざまな問題にあたっているから議員減らすべきという議論は注意が必要。

住民の付託を受けた代表として理論的正当性を有するのは選挙による議員以外はあり得ない。区長、商工会、町内会は住民代表ではなく、議会を補完できても代替することは出来ない。

(12) 地方公共団体との組織全体の均衡状態。ではH22からH25年比較で一般

職員総数 3.9%削減に対して平均議員数 6.2%削減されており削減幅は低い。

### (13) 議会の権能を発揮する議員定数における視点

(議員定数を考えるにあたっての要件)

①議事機関としての権能。議事機関として設置すると憲法上規定がなされている。案件を審議するにあたって議会内において住民の付託を受けた議員が十分な議論を行い少数者の意見を尊重しながら最終的に住民の代表として、全体の利益を見据え施策に対して順位付け等行っていく議事機関としての役割。

本会議中心主義では十分に議論するに足りる人数は何人か、委員会中心主義であれば1常任委員会あたり何人の委員数が必要なのか充実した審議が出来るのか考え全体の総数を考える。ワークショップの適正人数で6~8人が妥当との調査結果もあり、それに住民の意見を反映するプラス $\alpha$ の人数を考慮する。

②立法機関としての権能発揮。政策条例案、修正案を多く出すための体制としては、大学の先生、弁護士等専門的知識をもった人を議員に選び少人数で構成すること。人数が少ないほど意思決定が早くなる。専門的知識を持った者をどう当選させるか、知識を持った者しか議員になれないというのも問題がある。

③監視機関としての権能発揮。隅から隅まで執行行政をチェックしてもらうことを主目的に考える。人数は多ければ多いほど良く多くの意見を拾いやすくなるが、意思決定は遅くなる。この考えは主流になってきているが統一する必要はなく自分達の状況に合わせ自身で考えるべき。

### (14) 見落としがちな議会事務局の補佐体制

議員が議会としての役割を発揮するにあたっては議会事務局のサポートが不可欠。議員1人あたりの事務局職員数は5万人未満で0.2、で4人の議員に1人の職員しか付いていない。指定都市で2人に1人。事務局の役割は議事運営でなく調査機能で充実強化が求められる。共同設置も出来るが進まないが、政策立案機能を発揮するのが本来の姿。(横浜市会等)

(15) 議員定数に対するアンケート結果、議員数の認知。議員定数を6~7割は知らない。定数は知らないが感覚的に「多い」との回答が多い。適正数について何人がいいか聞くと5とか10の倍数に集中する。

### (16) 議員がどうやって選ばれているか。

選挙公報を読んで政策に共感した人を選んだ人は少ない。同じ学校の出身者、

同じ地域に住んでいる所などで選んでいる。議員としての役割を果たせているかも聞くべき。特定の住民、特定の地域の方々、利益の関連性のある方々だけの代弁者になっていないか注意。接触もそういう方々に限られていないか。議会の場に意見を届けることは必要であるが、全体の代表者、全体の奉仕者として接することが前提。2つの顔をもつ必要性がある。

議員に望む役割として「市及び市民の利益となるような政策提言を行う(45.1%)」「市民の意見・要望を聴く機会を設ける(42.9%)」「市民生活で困っていることなどの相談相手となる。(39.1%)」と、住民との接点が少ないという結果もあり(豊田市のアンケート)、議員、議会、委員会としても市民に接したなかで様々な意見や要望を把握してもらう必要がある。

(17) 議員定数推移状況でH23年は-3.1%と削減幅が大きい。統一地方選の年で選挙を見据えた議員削減の議論になってしまう。議論する時には必ず半年前までには結論を出す。選挙と議論分け幅を持たせての議論をすべき。

(18) 議会報告会での意見は参考意見としてとらえ振り回されないこと。クレームも多いが、議会報告会の在り方もこれからの課題。1回目分岐点になる。若い方、関心のある方が来られるが、大声で罵る人がいたりすると次から来なくなる。そういう雰囲気を作らないことが一番。いろんな方が参加しやすい場にする。利害関係の同じ団体でテーマに基づき意見交換をする方法もある。

(19) 議員定数が少なすぎて構成に悪影響を及ぼしていないか考える必要がある。年齢構成でも50歳未満の方が少なく3割を目途に増やす方策を考えなければいけない。報酬を上げる、定数を増やすことで変化をみる必要がある。

(20) 議会費の負担状況。各市決算に占める議会費の割合 H25 年度、一般市で0.78%、町村で1.0%から1.5%。二元代表制の一翼として役割を果たせといいながらコストをほとんどかけないのは無茶な話。議会費、報酬等住民1人あたりの負担額もやむをえない民主主義のコストと考えるべき。

(21) 議員の資質と選挙の強さは別。議会改革は住民に評価されず、票につながらないともいわれる。議員定数、委員会に付託した場合どこで審査するかといえ、報酬は議会運営委員会だが、定数は総務常任委員会の所管になるが、玉虫色の見解となっている

(22) 議員定数の算出方法。(①～③が妥当と考える。)

①常任委員会数法式。議事機関としての役割を果たすことを重点とした方式で、適切な討議人数から議員定数を出す。討議・委員会で住民の意見が反映できる1  
常任委員会の委員数 × 常任委員会制度の趣旨を満たす常任委員会数

= 議員総数 (議長分を1プラスすることもあり)

②人口比例方式。住民の代表としてどうあるべきか。

当該地方公共団体の国勢調査における人口数 ÷ 議員1人当たりの住民代表数 = 議員総数

※1票の格差が大きい。政令市と5万人未満の所では10倍以上となる。

③住民自治協議会方式 (または小学校区方式)

地域代表制を重視した方法。伊賀市、足立区

当該地方公共団体における住民自治協議会数または小学校区 × 最低1人の議員を選出 (1票の格差に注意) = 議員総数

④議会費固定化方式

議会費 (予算総額に占める適当な割合) - 議員定数 × 議員報酬以外の経費

= 議員定数 × 議員報酬

⑤類似都市との比較方式 (人口規模・財政状況)

主になると定数削減の方向にしか進まないの注意が必要。

⑥面積人口方式

議員定数 =  $14.78 + 0.0846 \times (\text{人口 (千人)}) - 0.0000655 \times (\text{人口 (千人)})^2 + 0.0061 \times (\text{面積 (km}^2\text{)})$  ※自由度修正済み決定係数 = 0.818

(23) 選挙制度に関する考察

〔公職選挙法 15 条 8〕総務省選挙課は、「特別の事情」は地方公共団体の判断で選挙区を設けても公選法違反にならないと非公式見解を出している。中、小選挙区の方が選ぶ方も選びやすく考え方も反映されやすい。

(24) 1票の格差に関する判例では1:3超えるかで合憲か違憲か分かれる。今後における選挙制度の考え方として、中核市を一つの基準、境界線と考えたほうが良い。中核市でないところは中、小選挙区を導入するなかで選挙を行い、中核市以上ではそれと併せて死票が多くなることから比例代表制導入の考え方もあるが、選挙制度を変える作業が必要。

### <所感>

議員定数問題といえば、ややもすれば「定数削減」に走りがちだが、必ずしもそれが正論とはいえない状況であると感じた。市民の幅広い意見の反映するためには、常任委員会の存在意義や議事機関としての議会の位置付け等を図らなければならない、と改めて認識させられた。一方、特定の住民、地域だけの利益の代弁者にならないよう市民が議員に求める役割を認識するとともに、全体の利益を踏まえた意思決定にすることが重要で研究や調査活動による資質の向上、議会事務局の充実強化や連携もしながら、市民への広報・広聴のあり方も工夫しなければならないと感じた。

### 3. その他の視察について

移動時間を利用し短時間ではあったが2施設を視察したので併せて報告する。

#### (1) 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎） 7月26日（火）

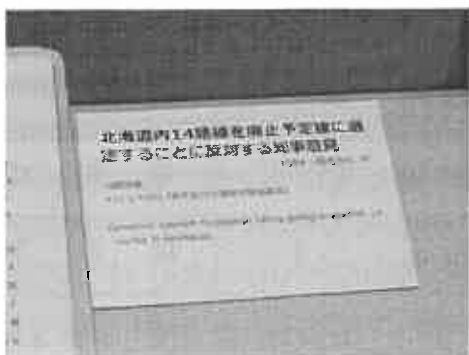
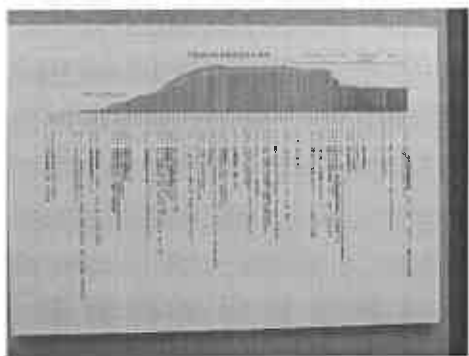
旧本庁舎は1888年（明治21年）に建てられたアメリカ風ネオ・バロック様式の建築で館内は一般に無料公開され、北海道の歴史資料が展示してある。

三江線等地方鉄道の存続問題を抱えていることから北海道の鉄道路線の歴史を



中心に目を通した。

「鉄道路線延伸の推移」で本年「2016年3月北海道新幹線函館開業」の最新の記述の横に展示してあったの「北海道内14路線を廃止予定線に選定することに反対する知事意見1984（昭和59）年・特定地方交通線に関する意見」という表題の文章が印象に残った。視察の翌日27日の朝、「JR北海道は、厳しい経営が続いているため、抜本的な見直しが必要と見直しを公表し沿線の自治体などと路線の廃止を含め協議する方針を固めた。」との報道がなされた。29日には北海道知事が「拙速に行うことなく、慎重に対応されるよう、強く



求める」とのコメントを公表している。過疎地の鉄道維持、存続問題が全国共通な課題であると同時に分割民営化の矛盾と弊害を今なお引きずっており、国鉄分割民営化施策そのものが完結していないことを強く感じる。

## (2) 北海道立アイヌ総合センターの資料展示室 7月27日(水)

アイヌ民族の歴史認識を深めることや文化の伝承、保存の促進を図ることなどを目的に設置された北海道立アイヌ総合センターの資料展示室を視察したので2点報告する。



①「政府がアイヌ民族の生活・教育支援を目的とした新法の制定に向けて本格検討に入り、7月28日に北海道アイヌ協会幹部や有識者らによる作業部会で具体的な議論を始める。」との報道がなされていた。

かつての同化政策や差別的な扱いによって生活や教育面で厳しい環境下にあるアイヌの人々は少なくなくアイヌ民族の世帯の生活保護率が高く、大学進学率の低さなどの調査結果からも支援が求められる現状がある。

08年に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がなされているが法律上ではアイヌ民族の先住民族としての位置づけがまだ明確になっていない。生活・教育支援の拡充、先住民族としての位置づけを明確にし、不当な差別や貧困の根絶につなげることで重要であり、現代の社会における差別や貧困問題の解決と併せて新法制定に向けての推移を見守りたい。

②浜田市では熊の目撃情報が相次ぎ、釣り人が襲われる事故も発生している。推定生息頭数も増加傾向にあり対策を検討する必要がある。背景には過疎化による耕作放棄地の拡大と里山の崩壊、林業の衰退と植林による広葉樹の減少、風力発電設備の設置など社会構造的変化があり、単に捕獲頭数の拡大や殺処分だけで対処できるのかという疑問を感じる。狩猟民族であるアイヌにとってヒグマは猟の対象でもあったが、「キムンカムイ(山の神)」と呼び、先祖代々重んじられてきている。信仰と獲物二つの対象であるクマに対しての自然観には、現代の私たちがクマ等の野生動物との関わり方や共存のためのヒントがあると思う。クマの毛皮を使った衣装の紹介や剥製の展示はあったが、時間的制約もあり関連資料を探し出すには至らず、今後の研究課題としたい。

